

## 資料4

### 議題4 「森林環境譲与税」について（報告）

#### 1 創設の主旨

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。

##### (1) 「森林環境税」

- ・国内に住所を有する個人に対して課する国税として、R6年度から課税される。
- ・税額は年1,000円／人、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収される

##### (2) 「森林環境譲与税」

- ・市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるものとして創設されたもので、R6年度以降は上記した「森林環境税」が財源となる。

#### 本市の譲与額（見込み）

年度	H31（R元）	R2～R14	R15～
譲与額	約3,900万円	→ 徐々に増額	約1億2,000万円

#### 2 「森林環境譲与税」の使途

##### (1) 「森林整備」

- （例）計画策定、意向調査、森林整備の実施など。

##### (2) 「人材育成」

- （例）自伐林家や里山団体等への技術研修、自治会等による活動促進など。

##### (3) 「木材利用の促進」

- （例）公共建築物の木造化・内装等の木質化、土木工事等における木材利用、公共建築物等への木製備品の導入など。

##### (4) 「普及啓発等」

- （例）森林整備に関する体験イベントの開催や展示、パンフレットや木製の普及啓発製品の配布、児童等を対象とした木育を含む森林環境教育の実施など